



# 第4部

# 総合計画の 実現に向けて

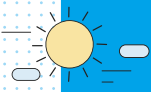
総合計画の実現に向けて、施策を効果的に推進するために  
必要な事項について定めています。

## 第1章 まちづくりの進め方

- 1 効果的かつ効率的な行政運営
- 2 市民協働の推進
- 3 地域資源を活用した活力の創出

## 第2章 総合計画の進行管理

- 1 成果指標
- 2 推進体制



# 第1章 ◆ まちづくりの進め方

総合計画の実現に向けた施策を効果的に推進するためには、市が春日井の未来に責任を持ち、効果的かつ効率的な行政運営を進めるほか、都市経営の中核となり都市全体における多様な主体を活用することが必要です。

そのため、市は、不断の行政改革に取り組み、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用するとともに、市民、事業者などの都市経営の主体と協力して、地域における資源を最大限に活用し、総合的かつ戦略的な事業展開を図ります。

そして、事業展開における基盤強化のため、「効果的かつ効率的な行政運営」、「市民協働の推進」、「地域資源を活用した活力の創出」に取り組みます。

## 1 効果的かつ効率的な行政運営

少子高齢化の進行・人口減少社会の到来や価値観・ライフスタイルの多様化などに伴い、増加・多様化する市民ニーズと楽観視できない財政状況が見込まれるなか、市は、安定した市民生活を保障するための市民サービスを提供し続けることが必要です。

そのため、市は、市民ニーズを適切にとらえ、質の高い市民サービスを提供できるよう効果的かつ効率的な行政運営を図りながら、多くの市民が「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感することができるまちづくりを進めます。

### 1 情報の共有とICTの活用

市が市民ニーズを適切にとらえるためには、市民の目線に立つだけでなく、市民とのコミュニケーションが欠かせません。多様な媒体を活用した情報発信と積極的な情報公開を推進し、市民と情報の共有を図るほか、ICTを活用した市民サービスの向上を図ります。

#### 1 わかりやすい情報発信と情報公開の推進

広報誌やホームページ、SNS<sup>\*46</sup>などを活用し、市政に関する情報を市民にわかりやすく発信するほか、急速に進歩する情報通信技術に対応した効果的な情報の発信を図ります。また、積極的な情報公開を推進するとともに、情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報など適切な情報管理を推進します。



#### 関連する主な個別計画など

- 春日井市情報セキュリティポリシー（2003年～）

#### 2 ICTの活用

市民がわかりやすく、容易に情報を入手し活用できるようICTを活用した市民サービスの向上や地域の活性化を図るほか、ICTを活用した業務の効率化や経費の縮減を図ります。

\*46 SNS…Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービス。

## 2 職員の育成と機能的な組織体制の整備

地方分権の進展など時代の変遷により自治体のあり方は大きく変化していくため、職員は、自主的かつ主体的に創意工夫をすることや、限りある資源を有効に使うことで市民ニーズや行政課題に適切かつ迅速に対応していくことが必要です。

行政課題の増加など職員を取り巻く環境が変化するなか、最少の経費で最大の効果を上げるためには、新たな時代にふさわしい職員の育成と組織の効果的な活用による生産性の向上が重要となります。

### 関連する主な個別計画など

- 春日井市人材育成基本方針(2013年～)

#### 1 職員の意識改革と能力開発

人材育成基本方針を具現化するための具体的な整理(目標設定、事業計画など)と推進体制を確立し、市民感覚、経営感覚、チャレンジ精神などを備えた職員を育成するほか、コンプライアンス<sup>\*47</sup>の徹底を図ります。

#### 2 機能的な組織体制の整備

総合計画を効果的かつ効率的に推進するための機能的な組織体制を整備するほか、既存の組織の枠にとらわれず、組織内外のつながりを深め、市民ニーズや行政課題にスピード感をもって対応できる柔軟な体制づくりを推進します。

## 3 計画的な行政運営と自律した財政運営

質の高い市民サービスを提供するためには、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を察知、認識した上で、計画的に施策を展開するとともに、新たな財政需要にも対応できる財政基盤を確立することが必要です。

毎年度、事業の進捗状況などを検証しながら、成果を重視した行政運営を進めるとともに、収支の均衡を保持し、将来世代に過度の負担を残さないよう自律的な財政運営を図ります。

### 関連する主な個別計画など

- 第3次春日井市中期財政計画(2018～2022年度)

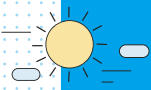
#### 1 計画的な事業の実施

基本構想で掲げた政策方針、基本計画で掲げた重点方針や施策とその基本的な方向性に基づき、個別の行政分野に係る具体的な事業を整理し、財政収支の見通しとの整合を図った上で計画的に推進するほか、財政規律を持ち、財政の健全性を保ちます。

#### 2 総合計画と財政運営の連動性

事業点検と施策点検などによる事業の有効性や重点施策と予算編成の連動性を高めるほか、未来に向けた計画的な投資を行うなど、事業の選択と集中により限られた財源の効果的な配分を図ります。

<sup>\*47</sup> コンプライアンス…法令遵守。法令だけでなく社会規範に反することなく、公正かつ適切な業務を遂行すること。



## 第4部 総合計画の実現に向けて

### 4 民間活力の活用と多様な主体との連携の推進

これまでの行政の考え方や枠組みにとらわれることのない新たな発想や仕組みの活用は、新たな行政課題への対応や質の高い行政運営につながることを期待されます。

目的や有効性を見極めた上で、民間活力の活用や自治体間の連携など多様な主体との連携を推進します。

#### 1 民間活力の活用

市民サービスの質の向上と効率化を図るために積極的に民間事業者などの活力を活用するほか、多様化する行政課題を解決するために民間の発想や経営手法を取り入れ、質の高い行政運営を図ります。

##### 関連する主な個別計画など

- PPP/PFI※48手法導入検討要領(2017年～)
- 公の施設の管理方針(2014年～)

#### 2 多様な主体との連携の推進

市民の生活や経済活動の範囲が行政区域を越えて行われるなかで、市民の利便性の向上と共通の行政課題の解決を図るため、目的や役割を共有した上で、近隣の自治体などとの自治体間の連携を推進します。また、地域の課題解決に向けた研究や教育、社会貢献に取り組む大学や事業者との連携を推進します。



※48 PPP/PFI…PPPは、Public-Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法。PFIは、Private Finance Initiativeの略。PPPの手法の一つ。公共施設等の建設、管理運営などにおいて民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、公共事業の効率化やサービスの向上を図る手法。

## 2 市民協働の推進

核家族化や少子高齢化の進行などに伴い、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増加・多様化するなか、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、市と市民が、連携・協力することが欠かせません。

市と市民は、地域や社会の課題を解決するための目的を共有した上で、互いの役割と責務を自覚し、自主性と主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、まちづくりを進めることで、多くの人々が「暮らしやすさ」や「幸せ」を感じることができるまちづくりを進めます。

### 関連する主な個別計画など

- 春日井市市民活動促進基本指針(2012年～)

### 1 市民参加の促進

市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが地域や市政に関心を持ち、身近な暮らしの課題解決に向けた最初の一步を自ら踏み出すことが必要です。

そのため、市民のまちづくりへの関心を高め、「何かやりたい」、「やってもいい」という潜在的な意欲や関心を自発的な行動につなげることで、市民参加の促進を図ります。

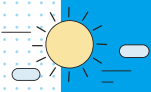
#### 1 市民意識の醸成

市民活動や市政への参加に関する情報の充実と伝わるための積極的な発信を行うことで、市民がまちの課題を「自分事」としてとらえ、その解決に向けた主体的な行動につながるような意識の醸成を図ります。

#### 2 まちづくりに参加しやすい環境の整備

市民活動支援センターなどの施設を活用した市民活動の機会や場の充実とまちづくりへの参加に関する相談体制の充実を図るほか、多彩な市民が出会い、連携するための環境づくりを推進します。





## 第4部 総合計画の実現に向けて

### 2 地域コミュニティの活性化

市民が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らしていくためには、人と人をつなぐ地域コミュニティが欠かせません。地域コミュニティは、人や地域のつながりを育む場としてだけでなく、地域の課題を解決するための担い手でもあります。

地域の課題解決に向けて、地域コミュニティが主体的に活動するための環境を整備するほか、多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かし、弱みを補完し合う仕組みづくりを支援することで、地域の活性化と持続可能な地域コミュニティの構築を促進します。

#### 1 町内会などの活性化の促進

地域活動の中心的な役割を担う区・町内会・自治会の活動状況を把握し、それぞれの地域の特性や課題に応じた支援を行うほか、主体的かつ継続的な地域活動を支えるための基盤づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

#### 2 新たな仕組みづくりの推進

区・町内会・自治会を始めとする多様な主体が連携し、計画的に地域の課題解決や未来の地域づくりに取り組む活動を支援し、地域の特性に応じた新たなコミュニティや仕組みの創造を推進します。

### 3 市民サービスの担い手づくり

地域の課題解決に向けて、地域という枠を超えて、防災、福祉などの目的やテーマを持って主体的に活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体の活動が多様化しています。

市は、市民が多様なサービスの提供を受けることができるよう、公益的な活動を行う市民活動団体が市民サービスの担い手として活躍するための環境の整備を図ります。

#### 1 市民活動団体の基盤強化

市民活動支援センターを中心とした市民活動団体同士のネットワークの広がりを図るほか、活動の目的や内容に応じた支援や市民への情報発信をすることで、課題を解決する能力の向上、団体の認知度や信頼性の向上を促進します。

#### 2 新たな市民力の育成

市民活動の担い手のすそ野を広げるための支援、若者の市民活動への参加促進、学校教育における市民活動の体験の提供などを推進し、市民活動の担い手の発掘と育成を図るほか、新たな取組みに対する支援と活用を図り、市民活動団体の持続的な発展を促進します。

## 4 市民協働の推進体制の整備

市は、多様な主体との対話や交流を通じて、市民ニーズを適切にとらえるほか、行政のあり方やまちづくりの進め方を考えることができます。

市民協働によるまちづくりを推進するため、職員一人ひとりが市の役割と責務を理解し、意識の向上を図るとともに、市民協働を効果的に実践するための体制を整備します。

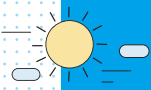
### 1 市民と行政をつなぐ職員の育成

職員は、多様な市民との対話を積極的に行い、ともに行動することで、市民協働をけん引するほか、地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、地域の一員として様々な分野で活躍できる職員をめざします。

### 2 市の推進体制の整備

市民活動促進基本指針を具現化するための具体的な整理(目標設定、事業計画など)を行うほか、地域の課題に適切かつ迅速に対応するための組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的な市民協働を推進します。





### 3 地域資源を活用した活力の創出

今後の少子化や人口減少を見据えるなかで、本市が選ばれるまちとして将来にわたって持続可能な都市を築くためには、新たな活力やにぎわいの創出を図ることが必要です。

市内の豊かな自然、今までに築き上げた都市機能のほか、地域の歴史や良好な景観など本市の特性や魅力といった地域資源を最大限に活かし、誰もが愛着と誇りを持って住み続けることができるまちづくりを進めます。

#### 1 公共施設等の効果的な活用

本市の公共施設等の多くは、人口急増期に整備され、すでに老朽化が進行しているため、適切に維持管理するほか、市民サービスの質を維持することが必要です。

公共施設等の適切な維持管理とその費用の抑制を図るとともに、公共施設等のあり方や機能を常に見直し、次世代に良質な公共施設等を引き継ぐことを推進します。

##### 関連する主な個別計画など

- 春日井市公共施設等マネジメント計画(2017~2046年度)

#### 1 既存施設の長期活用

既存の公共施設等の適切な維持管理による長寿命化を推進し、これらの長期活用と安全確保を図るとともに、これらの更新や維持管理を総合的かつ計画的に行うことで経費の抑制を図ります。

#### 2 付加価値の創出

公共施設等の大規模修繕に合わせ、新たな交流の場やにぎわいの創出などの付加価値を備えた整備に努め、各施設の機能を最大限に活かすための施設整備を推進します。

#### 3 未来への投資

公共施設等の新設を行う場合は、市民ニーズや費用対効果の検証を行った上で、施設の複合化や統合など効果的な活用と経費の抑制を図ります。



## 2 効果的な土地利用の推進

持続可能な都市を築くためには、人口減少を見据え、拡大型のまちづくりから転換し、市街地の拡散を抑制するほか、将来を見据えた土地利用が必要です。

都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するほか、充実した広域的な交通網や幅広い産業集積を活かした秩序ある土地利用を推進し、各地域の特性と可能性を活かした総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

### 関連する主な個別計画など

- 春日井市都市計画マスタープラン(2010～2019年度)
- 春日井市立地適正化計画(2016～2036年度)
- 春日井市都市交流拠点将来ビジョン(2007年～)

### 1 都市機能の誘導

人口減少に対応できるような市街化区域<sup>※49</sup>内に居住や医療、福祉、商業などの適切な都市機能の誘導・集約化を推進し、魅力的な居住環境の形成を図ります。

### 2 都市拠点の形成

鉄道駅周辺においては、多様な都市機能を集約して利便性の高い拠点づくりを推進するほか、それぞれの地域の個性と特長を活かし、拠点を核とした新たな交流の場やにぎわいの創出を図ります。

### 3 秩序ある土地利用

無秩序な開発を抑制することで豊かな自然を保全し、憩いとやすらぎのある空間の活用を図るほか、住環境と自然環境に配慮した秩序ある土地利用のもと、未来への活力の創出や生活環境の改善を図ります。

## 3 戦略的かつ効果的な魅力発信の推進

我が国の人口減少が進むなか、全ての自治体は、自らの魅力を高めるための取組みと情報発信を積極的に行っています。

住宅都市である本市は、市民の愛着と誇りを育み、いつまでも住み続けたいまちを築くほか、戦略的かつ効果的な魅力の発信を行うことで、若い世代から選ばれるまちとなる必要があります。

### 1 愛着と誇りの醸成

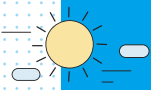
本市の「暮らしやすさ」に磨きをかけ、戦略的かつ効果的に発信することで、春日井を好きな人を増やし、春日井に対する愛着と誇りを次世代に引き継ぐほか、春日井の魅力を高める取組みや人材を育み、新たな魅力とにぎわいの創出につなげます。

### 2 シティプロモーション<sup>※50</sup>の推進

ターゲットとタイミングを定め、本市の魅力を総合的に発信するほか、市民、事業者など多くの主体がまちづくりの主役として情報発信をすることを促進し、まちの活力となる人や企業から選ばれ続けるまちをめざします。

※49 市街化区域…都市計画法における都市計画区域の一つで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街地として道路、下水道、住宅などを積極的に整備する区域。

※50 シティプロモーション…自治体の知名度の向上や住民の愛着の形成を図るため、自治体の魅力を戦略的に内外に発信する取組み。



# 第2章 ◆ 総合計画の進行管理

総合計画を効果的かつ効率的に推進していくためには、取組状況を常に点検し、適切に評価し、その結果に基づき改善をする多層的なPDCAサイクル<sup>※51</sup>を確立し、より効果の高い成果を挙げられるよう継続的に見直しをすることが必要です。

そのため、総合計画の進捗を測るため、次のとおり成果指標を活用するとともに、推進体制を整備し、取組みの効果検証と評価を行います。

## 1 成果指標

総合計画の進行管理について、市民とともにわかりやすく行うため、施策ごとに成果指標を設定しました。

成果指標については、各政策分野のめざすまちの姿の達成度を確認するための一つの目安として活用します。

客観的な数値による「客観的指標」と市民の評価による「主観的指標」を組み合わせ、わかりやすいものとし、その推移を検証に活用し、改善するまでのPDCAサイクルを確立し、「見える化」することで計画の進行管理を行います。

### 客観的指標

実績数値により成果を客観的に表し、定量的に把握する指標

### 主観的指標

市民の満足度など市民がどのように感じているかを表し、アンケート調査などにより把握する指標

## 2 推進体制

総合計画の実現に向け、全ての職員がその責任と権限に応じて、創意工夫し、施策を推進し、事業を実施します。

### 1 事業点検

施策を構成する様々な事業の点検を行い、点検結果や社会経済情勢を踏まえて、事業や業務の改善につなげます。

### 2 施策点検

事業点検結果を踏まえて、施策ごとに、成果指標などを活用した点検を行い、点検結果や社会経済情勢を踏まえて、次年度の事業のスクラップ&ビルド<sup>※52</sup>や重点事業の設定につなげます。

※51 PDCAサイクル…Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステム。

※52 スクラップ&ビルド…壊して立て直すという意味から、全体の最適化を図る目的で事業の再構築を行うこと。市民ニーズのない事業や非効率な事業などを整理し、事業の集中化・効率化、新たな事業を開始すること。

### 3 重点事業の設定

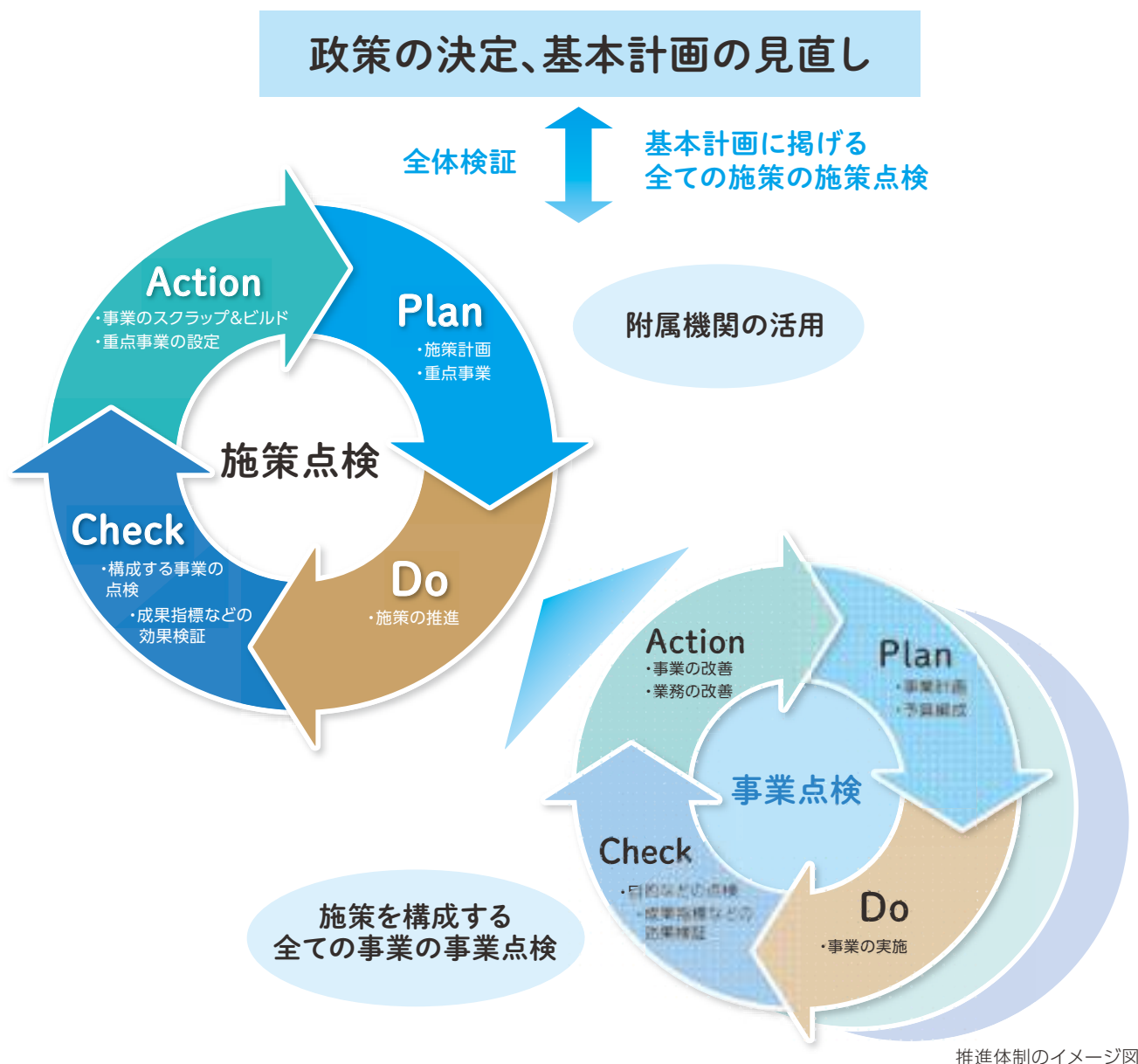
施策点検と事業点検の結果や社会経済情勢を踏まえて、毎年度、各部における重点事業を設定します。

### 4 附属機関<sup>※53</sup>の活用

施策点検と事業点検を効果的かつ効率的に改善につなげるため、個別の行政分野に係る計画などを審議する附属機関を活用します。

### 5 全体検証

総合計画が適切な推進体制のもと、効果的かつ効率的に推進されているかなどについて点検するため、外部の有識者などによる検証を行います。



※53 附属機関…地方自治法に基づき市が調停、審査、諮問又は調査を行うために設置する機関。